

施設利用の活性化のために

県下初の多数
施設の管理公社

財団法人を設立

文化センターなどを管理運営

民間の活力を導入することによって、公の施設をより積極的に活用しよう——と、市は財団法人「富士市施設利用振興公社」を設立。

4月1日からスタートさせました。

富士文化センター、吉原市民会館、総合運動公園など、市内の文化及び体育施設は、今後、この公社によって管理、運営されます。

県内はもとより、県外からも大きな関心が寄せられているこの公社について、設立のねらいとその概要を紹介します。



会館の人って親切ですネ



半田 綺子^{あやこ}さん
広見町6丁目(45歳)

吉原市民会館は、10年程前から利用させていただいており、場所的にも便利なところなのでとても助かります。今まで、会館の人たちにも大変親切にいただきました。会議室なども内装工事により、とても明るい感じがします。

ただ、今までは低料金で利用させていただいた訳ですが、公社に移管されたということで、料金面が気になります。料金はなるべく低い方が多勢の人に利用されると思います。

やはり料金金の問題が……



玉井 一吉^{かずよし}さん
富士本町(35歳)

富士交響吹奏楽団に入っているのですが、練習で週2回、文化センターを利用しています。音響装置もいいですね。

うちの楽団は、所帯が大きいので、どうしても会場に限りがあります。管理・運営が公社になったということで、やはり今後の料金のことが気になります。他の都市では、大きくて立派な施設を建設していますが、私たちにとっては、それよりも市民が日常、気楽に使える施設がいいです……。

良質のサービス提供に努力

まず、公社設立のねらいについてふれてみます。

市内には富士文化センター、吉原市民会館、総合運動公園、市民プールなど、たくさんの公共施設

があります。

市は、市民のだれもが豊かで、快適な生活を送れるまち、すなわち「生産と生活が調和する産業文化都市」をめざして、各施策を積極的にすすめてきました。

先にあげた文化、体育施設の充実もその一つです。また、市民のいこいの場となる、新しい公園の整備拡充も……。

これらの施設は、多くの市民に利用され、市民生活の向上に大きな役割を果しているといえます。

市は今後さらに、「——産業文化都市」に向かって、そのまちづくりを図っていきます。

しかし、これからの都市づくりには、今まで以上に多額の財源が必要となり、しかも、余暇時間の増加にともない、市民の要望もますます多様化することが予想されます。このような状況に対応するためには、弾力性のある施設運営と、経費の節減が不可欠となり、これらが今後の大きな行政課題ともいえます。

そこで市は、行財政の体質改善とこれからの社会経済環境の変化に対応するため、市と一体となって活動できる公益実施機関として「富士市施設利用振興公社」の設立を県知事に申請。3月17日付で許可されました。

弾力性のある運営を

次に、公社の概要について紹介します。

事務所は、御幸町1番1号の吉原市民会館内に置きます。資産は基本財産が5,000万円、運用財産が500万円で、全額市が負担し、この他に、寄付金や事業に伴う収入などもあてられます。

公社の運営には、一般市民を含め20人の理事があたり、理事は、運営に関する重要事項等を審議、議決します。

公社が市の財産を管理、運営することから、市の責任を明確化するために、理事長には影山助役があたります。



職員は、今までの「富士市振興協会」を解散し、新規採用職員と市職員が派遣という形をとり、45名でスタート。

公社には、行政運営の効率化と公共施設の利用の活性化を図る、という大きなねらいがありますが、この目的を達成するために、次の事業を行います。

- ・ 体育、文化情報の収集及び提供
- ・ 体育、文化の普及及び振興並びに緑化事業の推進
- ・ 市が行う文化事業の受託及び協力
- ・ 体育施設、文化施設、公園、駐車場など、市が設置する施設の管理、運営の受託など

スポーツ教室も開催

事業は、施設利用振興事業と施設管理運営の2つに分けられます。

施設振興事業として、具体的に実施することは――。

- ①市内の公共、民間を問わず、体

育、文化施設の利用方法やグループ、サークル等を紹介した、「体育、文化情報バンク」を設置し、多くの市民にこれらの情報を提供します。

- ②健康を保持するためのエアロビクス・ダンス教室や肥満児健康体操教室、それにスポーツ教室などを開催、また、市が行うスポーツ講習会等に協力。

このほかに、緑化事業の推進として、緑化相談窓口の設置や市が行うみどりの百科展、花壇コントロールなどの事業に協力。

- ③市民の心のうるおいと豊かさを向上させるため、各種文化事業を実施。たとえば、演劇、バレエ、寄席や歴史講座等を開催。

※施設管理運営事業については、5ページをご覧ください。

5月1日から利用手続が変更

体育施設は、市民会館及び勤労者体育センターで受付

公社については、その概要がだいたいおわかりいただけたと思います。そこで、利用手続ですが

体育施設については、5月1日から次のように変わりますので、ご注意ください。

市内の体育施設は、今まですべて教育委員会スポーツ振興課（文化体育課）で受付けていました。しかし、5月1日からは吉原市民会館及び富士勤労者体育センターで



1、富士山のように 高く 教養を深め 視野のひろい市民となります

受付ます。

☆吉原市民会館で受付ける施設は—

- ・市立体育館
附属施設として、卓球場、
弓道場、吉原柔剣道場、富
士柔剣道場
- ・東球場
- ・厚原スポーツ公園
ソフトボール場
テニスコート
サッカー場
- ・富士川緑地公園
ソフトボール場
野球場
サッカー場

※吉原市民会館の休館日は、毎
月第1、第3日曜日です。

※受付時間は、午前8時30分
から午後4時30分まで。

☆富士勤労者体育センターで受付
ける施設は—

・富士総合運動公園

- 野球場
- 陸上競技場
- テニスコート(新設)

・富士勤労者体育センター

※体育センターの休館日は毎週
木曜日。

※受付時間は午前8時30分
から午後4時30分まで。

文化施設である吉原市民会館、
富士文化センターについては、手
続き方法は今までとまったく変わ
りません。

富士文化センターは、受付時間
が午前8時30分から午後4時30分
までで、休館日が毎月第2、第4
日曜日です。

なお、これらの施設の使用料金
については、当分の間、今までと
変わりません。

今年度は機構改革を実施

1部2課(室)6係を削減

前2～5ページで紹介した、財団法人は市が昭
和57年5月から始めた「富士市行財政刷新合理化運
動」通称2R運動の中で検討の結果設立したもの
です。2R運動としてこのほかに、5年間に職員
総数の5%を減らす「職員総数削減計画」も実施
中です。

また、今年度は、行政組織の改革も実施。その
結果、1部2課(室)6係の削減となりました。

改革内容の主なものを紹介します。

・部に関するもの

市民部、福祉部及び環境部の
3部を再編し、市民福祉部、生
活環境部の2部としました。

・室に関するもの

秘書室を総務部(行政管理部
を改称)に所属し、秘書課とし
ました。

・課に関するもの

・交通課を廃止し同課の交通安
全係を生活安全課へ、安全施設
係を道路維持課へ移管しました。

・環境保全課を廃止し、同課の
自然保護係をみどりの課へ、土
地対策係を都市計画課へ移管。

・土地改良課を農政課へ統合。

・文化振興課とスポーツ振興課
を統合し、文化体育課を新設。

・建設部に道路維持課を新設。

・消防署を中央消防署と西消防
署の2署にしました。

・教育委員会に青少年課を新設。

・市民会館を教育委員会文化体
育課の施設にしました。

公社が行う 施設管理事業

体育施設の管理運営

- 勤労者体育センター
- 野球場
- 陸上競技場
- テニスコート
- 体育館
- 弓道場
- 柔剣道場(富士・吉原の2施設)
- 卓球場
- 市民プール
- 東球場
- 厚原スポーツ公園

文化施設の管理運営

- 吉原市民会館
- 富士文化センター

公園緑地の維持管理

樹木せん定、除草清掃

駐車場の管理運営

自転車駐車場の維持管理

学校施設が有料に 夜間の体育館・グラウンド使用

今まで、学校体育施設(体育
館、夜間照明設置グラウンド)は、無
料開放していましたが、受益者
負担のたて前に基づき、4月1日
から有料になりました。

施設利用希望者は、各利用委
員会を通し、所定の手続きを済
ませて利用してください。

☆体育館——1回500円

※午後7時から9時まで

☆夜間照明設置、グラウンド——

1回1,000円

※午後7時から9時まで

テニスコートが完成 総合運動公園内に

富士総合運動公園(片倉)内に
建設中のテニスコート(8面)が
完成しました。利用は5月1日から。

申込み場所は、富士勤労者体
育センター内(財団法人施設利用
振興公社)です。使用料金は、一般
が1時間300円、高校生以下200円。